

阿南工業高等専門学校総合情報処理室規則

(昭和48年10月 1 日)

(規 則 第 2 号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に阿南工業高等専門学校総合情報処理室（以下「総合情報処理室」という。）を置く。

(目的)

第2条 総合情報処理室は、本校における情報システムの円滑なる運営、効率的な情報教育の実践及び適正な情報セキュリティ管理を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 総合情報処理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 総合情報処理室の管理、運営に関する業務
- (2) 情報処理教育に関する業務
- (3) 情報セキュリティに関する業務
- (4) その他情報システム、情報管理に関する業務

(教職員)

第4条 総合情報処理室に次の教職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員

(室長)

第5条 室長は、本校の教員の中から、校長が指名した者をもって充て、総合情報処理室の管理・運営を掌理する。

2 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名した副室長がその職務を代行する。

(副室長)

第6条 副室長は、本校の教員の中から、室長が指名した者をもって充て、室長の職務を補佐する。

(室員)

第7条 室員は、室長が指名する教職員をもって充て、総合情報処理室の業務を行う。

(任期)

第8条 第4条第1項第2号から第3号に掲げる教職員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(総合情報処理室の利用)

第9条 総合情報処理室の利用は、原則として、本校の教職員及び学生に限る。

2 総合情報処理室の利用に関する事項は別に定める。

(総合情報処理室委員会)

第10条 総合情報処理室の円滑な運営を図るため、阿南工業高等専門学校総合情報処理室委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 総合情報処理室に関する事務は、技術部が処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、総合情報処理室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年8月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。